

**包括外部監査の結果に関する報告
に添えて提出する意見書**

市税の課税事務等の執行状況について

平成 14 年 3 月

(福岡市) 包括外部監査人

公認会計士 藤田 和子

包括外部監査の意見書
(市税の課税事務等の執行状況について)

目 次

1 . 固定資産税関係	1
(1) 登記済通知書の管理について	1
(2) 田畑山林の評価について	1
(3) 家屋評価資料カードについて	3
(4) 減免申請にかかる事務の効率化について	4
(5) 国税当局との協力関係について	4
2 . 法人市民税関係	5
(1) 税事務の効率化について	5
3 . 個人市民税関係	5
(1) 国税当局との協力関係について	5

1. 固定資産税関係

(1) 登記済通知書の管理について

現在、土地及び家屋に係る固定資産税については、法務局からの登記済通知書を重要な課税資料として活用している。しかし、登記済通知書はあくまでも法務局が作成する資料であり、市当局としてはその網羅性を確かめることはできない。通知書には連番が付してあるので、連番管理により受け取った資料の処理状況については管理可能であるが、資料そのものの網羅性、すなわち、登記された事項が漏れなく市役所に通知されているかどうかについては管理不能である。博多区役所では「発行済通知書一覧」で発行番号の連続性を確かめているが、登記済通知書が確かに届いていることを確認するに止まっており、通知件数の検証は行われていない。

昨年度、登記済通知書の件数が異常に少ないことに気づき、法務局に申し入れを行ったところ、法務局の通知が一部漏れていたことがあった、とのことであった。

このように、課税対象を把握するための重要な資料である登記済通知書についてその件数が市役所サイドで確認できていないのは問題である。総件数のチェック等網羅性を確保するための方策を検討する必要がある。

(2) 田畑山林の評価について

監査の結果で述べたとおり、田畑山林の評価はこの30年来ほとんど変更されていない。

固定資産評価基準によれば、田畑山林の評価は生産力に着目し、耕作及び山林経営を目的とした売買実例から評価することとされている。(なお、田畑については、田畑の正常売買実例価格を求め、これに農地の平均10アール当たり純収益の限界収益額に対する割合、0.55を乗じて標準田又は標準畑の適正な時価を評定している。)これは該当する田畑・山林が有する一定サイクルの生産力を表そうとするものと考えられる。生産力に着目するということは、生産力が一定であれば評価額も一定となるはずである。

確かに、農業技術の発達はあるとしても、田畑・山林からの生産数量でみた数量ベースの「生産力」が飛躍的に増大することは一般的には考えにくいかもしれない。しかし、物価水準の上昇を考えれば、農業生産額自体は増加していると考えられるため、生産額でみた金額ベースの「生産力」は増加していると考えることができるのではないかと。土地の評価は貨幣価値で表されるのであるから、農地に限って評価基準が数量ベースとなることは合理的ではない。

ここで、福岡県の農業粗生産額を平成 12 年度以前の 5 年間で 30 年前の昭和 45 年当時の 5 年間で比較すると、以下のようになっている。

(単位：億円)

年次	総額	耕種							畜産	加工農産物	養蚕
		計	米	麦類	野菜	果実	花き	その他			
昭和 43 年	1,166	894	559	55	129	79	8	64	254	17	1
昭和 44 年	1,310	993	601	35	139	111	10	96	296	20	1
昭和 45 年	1,214	896	473	15	161	133	11	102	297	20	1
昭和 46 年	1,280	941	461	35	159	148	12	127	315	22	1
昭和 47 年	1,378	1,018	550	17	172	135	20	126	334	25	1
平均	1,270	949	529	31	152	121	12	103	299	21	1
平成 8 年	2,645	2,243	702	87	712	307	208	226	377	24	-
平成 9 年	2,492	2,074	577	67	696	293	232	209	390	28	-
平成 10 年	2,529	2,127	567	31	780	303	236	211	376	26	-
平成 11 年	2,373	1,958	440	106	700	278	227	207	388	27	-
平成 12 年	2,388	1,973	502	109	663	272	218	209	394	22	-
平均	2,485	2,075	558	80	710	291	224	212	385	25	-

出典：福岡県 H P 「Fukuoka Data Web」より（平均値は外部監査人が算出し、データの一部はまとめてある）
 (資料 九州農政局福岡統計情報事務所「福岡農林水産統計年報」)

また、主要農作物の作付面積等は以下のとおりである。

年次	水陸稲		小麦		作付面積		栽培面積	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	なたね	かんしょ	みかん	ぶどう
	ha	t	ha	t	ha	ha	ha	ha
昭和 43 年	91,500	420,500	28,500	96,300	2,360	1,320	7,930	1,520
昭和 44 年	90,300	447,900	28,600	64,600	1,550	1,030	8,350	1,540
昭和 45 年	81,600	351,700	25,200	25,200	831	935	8,570	1,550
昭和 46 年	75,300	331,300	19,900	53,300	497	809	8,760	1,630
昭和 47 年	74,300	378,900	15,300	22,600	337	665	8,910	1,620
平均	82,600	386,060	23,500	52,400	1,115	952	8,504	1,572
平成 8 年	48,500	246,900	12,300	44,500	1	326	3,020	1,310
平成 9 年	47,700	228,500	11,800	35,900	-	307	2,900	1,280
平成 10 年	43,600	219,300	11,700	19,700	-	286	2,780	1,250
平成 11 年	43,100	185,800	12,700	56,800	5	294	2,760	1,230
平成 12 年	42,600	219,400	13,600	60,800	-	267	2,740	1,210
平均	45,100	219,980	12,420	43,540	3	296	2,840	1,256

出典：福岡県 H P 「Fukuoka Data Web」より（平均値は外部監査人が算出）
 (資料 九州農政局福岡統計情報事務所「福岡農林水産統計年報」)

上表から、平成 12 年度以前 5 年間の米及び麦の粗生産額平均は昭和 45 年度当時の 5 年間のそれを 100 とすると、それぞれ 105 と 258 になっている。作付面積で見ると、同様に昭和 45 年度を 100 とした場合、それぞれ 55 と 53 である。このことから、作付面積の単位あたり粗生産額は米で約 2 倍、麦では 5 倍になっていることがわかる。

いっぽう、米の単位あたり収穫量の平均では、昭和45年度当時で1ヘクタールあたり4.7トンであったものが、この5年間では4.9トンとなっている。また、麦ではそれぞれ2.2トンと3.5トンである。このことから、生産量でみた生産力は、米の場合ほぼ横ばいであり、麦の場合は上昇していることがわかる。

このように、土地の生産力（数量ベース）が減少しておらず、生産額が増加しているにもかかわらず、土地の評価が一定であることは、結果的に農業経営における固定資産税負担が相対的に減少していることを意味するのではないか。市街地における宅地の評価額は地価の上昇に伴って増加してきた。また、最近の地価下落傾向にもかかわらず、7割評価導入の影響から、宅地に係る税負担は減少していないのが実情である。そのような中で、農地に係る税負担だけが実質的に減少しているのは、課税の公平性の観点から問題があると言わざるを得ない。政策的に農地に係る税負担を小さくするのであれば、評価基準に即した評価を行ったのち、減免等の措置を講ずればよいのではないか。

市街地に近接している福重の売買実例価格を評価額と比較したところ、実例価格は評価額の705倍になっていた。これは売買が生産力に基づく評価ではなく宅地化を前提とした価格で行われているためではないかと推測される。実際は宅地並で取引される可能性の高い土地の評価が、生産力農地として過去の慣例にならって評価されていく現在の方法について見直しをする必要がないのか、総務省への働きかけも含め検討されたい。

（3）家屋評価資料カードについて

評価資料カードとして入手した資料は建築確認申請のデータであり、実際には建築されない、あるいは長期間凍結されるものがある。閲覧した評価資料カードの中にはカードが作成されてから数年を経過しているものもあった。

このような物件については通覧など、他の異動状況把握手段でも対応できると考えられるので、長期間経過し有効でない判断された場合は、基準を定めて別保管、破棄を決める等、適切な処理が必要と思われる。

(4) 減免申請にかかる事務の効率化について

生活保護者に係る減免のうち、継続して減免申請している者は保健福祉局生活保護課に照会して生活保護の受給状況を確認している。しかし、新規の生活保護減免申請がない場合、新たに生活保護を受けた者の情報は税務担当課にはもたらされていない。固定資産税が滞納になり、滞納整理を行う段階で生活保護受給者であることが判明し、減免の手続を行っている状況とのことである。

税務当局にとっては、課税の段階で減免の手続がとられていれば、少なくとも督促から滞納整理に係る事務を省略できるはずである。守秘義務との関係で一概に結論を述べることはできないものの、保健福祉局等他の部署との横の連携を保ち、情報を入手することで、事務手続の効率化を図ることができるものとする。

(5) 国税当局との協力関係について

償却資産の課税客体調査にあたっては、法人税申告書による資料収集を行う以外、効率的な調査方法がないのが現状である。

しかし、その資料収集については、監査結果で述べたように福岡市以外に本社がある法人について調査が行われない可能性が高い。また、実際の資料収集にあたっては、法人税申告書を閲覧した上で必要なデータを収集することになり事務処理に手間がかかる。

そこで、例えば、法人税の申告書提出時に、償却資産にかかる資料収集のための付表を同時に提出してもらい、それを税務署から回付してもらうようにすれば、上述のような問題点の解決にかなりの効果が期待できるのではないかと考える。

法人税法、所得税法と地方税法との違いもあり、実際には法改正等が必要となる事項であろうが、これは単に福岡市だけに限った問題ではなく、全国の市町村に共通する問題である。また、納税者にとってはいずれも同じ「税金」であり、法律や所轄官庁の違いにかかわらず、公平、かつ効率的な課税に役立つのであれば、国や県との間で効率的な事務執行のための調整が進められることは歓迎されるのではないだろうか。関係各所で積極的な調整が進められることを期待したい。

2. 法人市民税関係

(1) 課税事務の効率化について

設立申告に係る処理の一つとして法務局の登記申請書から登記事項調査表を月に一度写し取り、市のデータと照合するという手続きを行うが、現在のところこの作業は手書きで移記することとなっている。平成 12 年のデータによれば、新規設立法人数は年間で 1,362 件ののぼり、単純平均でみると月に約 110 件となる。各区役所交代で行うとはいうものの煩雑な作業である。効率化の観点からは法務局との連携を図り、データで受け取れることを検討すべきであると考え。会社の設立登記は公示主義にもとづくものであり本来は公示が原則であるはずだから、法務局からデータで受け取ったとしても何ら問題はないと思われる。

また、現在各区役所の法人市民税の担当者数は区毎にばらつきがあり、法人市民税の担当者が一人の区にあっては他業務を兼務している状況もあり、区毎の事務の遂行度に差異が生じている事例が見受けられた。公平な課税の推進という見地から、調査事務を的確に遂行し、かつ法人市民税に係る高度な専門性を確保するために職員配置を各区に分散させず、専門部署に一本化することが効率的ではないかと考えられる。

3. 個人市民税関係

(1) 国税当局との協力関係について

個人市民税は所得税同様、個人の所得に対して課税するものであり、現に市民税の課税データとして年末調整の結果である給与支払報告書や所得税確定申告書の写しが多く利用されているところである。

このように、課税データに関する資料・情報の収集・交換については、税務署との連携が図られているが、納税義務者の捕捉調査、納税通知書の不着調査、不申告調査等の各調査については、国と地方公共団体という組織の違いもあって、各々で調査を実施し、調査に係る資料・情報交換がないなど、連携がほとんどとれていない状況である。効率的な課税事務を行うためにも、さらに税務署等との協力・連携体制の推進が図れるように法改正も含めて検討すべきと考える。